## 社会福祉法人 太陽の里 指定老人短期入所生活介護施設まごころ苑 重要事項説明書 令和7年4月1日現在

## 当事業所は介護保険の指定を受けています。 (松阪市指定 第2470700283号)

当事業所は契約者(以下「利用者」という。)に対して短期入所生活介護サービスを 提供します。指定老人短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の概要や 提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果要支援及び要介護と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

1.	事業所経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2	2
2.	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2	2
3.	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3	3
4.	サービス利用中の医療の提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4	1
5.	当事業所が提供するサービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• ∠	1
6.	サービス利用料金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5	5
7.	利用料金のお支払い方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1	
8.	サービス利用をやめる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1	
9.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12	2
1 C	)事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	3
1 1	緊急時における対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	3
1 2	2身体的拘束に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	3
13	3虐待防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4	Ļ
1 4	1損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4	Ļ
15	5衛生管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4	Ļ
16	3非常時災害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5	5
17	7業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15	5
18	3守秘義務と個人情報の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15	5
19	9反社会的勢力の排除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15	5
2 C	)福祉サービス第三者評価実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16	3
21	重要事項説明書付属文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17	7
指定	定老人短期入所生活介護サービス重要事項説明同意書・・・・・・・・・・	20	$\cap$

1. 事業所経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人 太陽の里

(2) 法人所在地 三重県松阪市若葉町 80-5

(3) 電話番号 0598-51-2555

(4) 代表者氏名 理事長 中井 大樹

**(5) 設立年月** 平成9年7月18日

2. 事業所の概要

(1)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成11年10月20日指定

松阪市 2470700283号(ショートステイ)

(2)事業所の目的 社会福祉法人太陽の里が行う指定短期入所生活介護事業所(以

下「事業所」という。)が介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、短期

入所生活介護サービスを提供します。

(3)事業所の名称 指定老人短期入所生活介護施設まごころ苑

(4) 事業所の所在地 三重県松阪市川井町字ソブ田1358-1

(5) 電話番号 0598-50-2555

(6) 施設長(管理者) 松田 文子

(7) 当事業所の運営方針 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨並びに内容に沿ったものとし

ます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った サービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成する ことにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法に

ついて分かりやすく説明します。

適切な介護技術をもってサービスを提供します。

常に、提供したサービスの質の管理・評価を行います。 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該

計画に沿った短期入所生活介護サービスを提供します。

(8) 開設年月 平成13年4月1日 併設型に転換

(9) 利用定員 12人

(10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休				
受付時間	月~金 8:30 時~17:30 時				
	土•日•祝日 8:30 時~17:30 時				

(11) 送迎時間

8:30 から 17:30 までの時間に送迎を行います。

(12) 送迎範囲 松阪市内及び片道 10 キロメートルの範囲内とする

(13) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建

**(14) 建物の延べ床面積** 1,732㎡

(15) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として1人部屋あるいは2人部屋ですが、利用状況により居室の選定は、事業所にて行います。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	10室	従来型個室
2人部屋	1室	多床室
4人部屋	O室	
部屋	O室	
合 計	11室	
食堂	1室	特別養護老人ホームと共用
浴室	2室	特殊浴槽・一般浴槽 特別養護老人ホームと共用
医務室	1室	特別養護老人ホームと共用
機能訓練室	1室	特別養護老人ホームと共用

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用には、滞在費のご負担が必要です。

居室の変更:利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。 その際には、利用者及び身元引受人と協議のうえ決定するものとします。

また、併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護サービスを提供できるものとします。

#### 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下 の職種の職員を配置しています。(特別養護者人ホームまごころ苑と合算し記載)

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職種	常勤換算	指定基準
1.	施設長(管理者)	1名	1名
2.	介護職員	14 名以上	14名
3.	生活相談員	1名	1名
4.	看護職員	2名	2名
5.	機能訓練指導員	(看護職員兼務)1名	1名
6.	介護支援専門員	1名	1名
7.	医師	(嘱託医)1名	1名
8.	管理栄養士	1名	1名

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における

常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。 (例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、 1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1.医師(嘱託)	第1・第4木曜日 13:00~14:00
2.介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝: 7:00~16:00 2名
	日 中: 8:30~17:30 1名
	日中遅 :11:00~20:00 2名
	夜 間:16:30~翌朝9:30 2名
3.看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日 中: 8:30~17:30 1名
4.機能訓練指導員(看護職員が兼務)	日 中: 8:30~17:30 1名
5.施設長(生活相談員を兼務)	日 中: 8:30~17:30 1名
6.生活相談員(介護職と兼務)	日 中: 8:30~17:30 1名
7.介護支援専門員(介護職と兼務)	日 中: 8:30~17:30 1名
8.管理栄養士	日 中: 9:00~16:00 1名

#### 4. サービス利用中の医療の提供について

サービス利用中に医療を必要とする場合は、緊急時を除き身元引受人等に連絡の上、対応を検討するものとします。受診は原則かかりつけ医とし、受診後、再び施設利用が可能であるかの判断については主治医(かかりつけ医)及び事業所職員が判断し、場合によってはご利用をお断りすることもあります。受診の付き添い及び施設から病院への送迎については、緊急及びやむを得ない事情を除き、ご家族様でお願いします。

#### 嘱託医

医療機関の名称	まえのへた脳神経クリニック
所在地	松阪市駅部田町 752-1
診療科目	神経内科 内科 脳神経外科

#### 5. 事業所が提供するサービスについて

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- i 利用料金が介護保険から給付される場合
- ii 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。
- (1) 介護保険の基準サービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては滞在費・食費を除き、負担割合証に基づき利用料金の大部分 (9割又は8割又は7割)が介護保険から給付されます。

#### ① 食事の介助

i 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および

嗜好を考慮して食事を提供します。

- ii 利用者の自立支援のため離床し食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。
- iii 食事時間は概ね次の通りとします。

朝食: 7:00~ 8:10 昼食: 11:30~12:40 夕食: 17:20~18:40

- ② 入浴
  - i 入浴又は清拭を週2回行います。
  - ii 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

4) 機能訓練

看護職員または看護職員の指導により介護職員が、利用者の心身等の状況に応じて、 日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

看護職員が健康管理を行います。

- ⑥ その他自立への支援
  - i 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
  - ii 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
  - iii 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- (2)介護保険の加算サービス(契約書第4条参照) 負担割合証に基づき利用料金の大部分(9割または8割又は7割)が介護保険から給付されます。
- (3)介護保険の基準外サービス(契約書第5条参照)利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### 6. サービス利用料金について(契約書第8条参照)

利用料金は、利用者の要介護度及び介護保険負担限度額、並びに居室(個室または多床室)によっても異なります。また、各種の加算が算定されます。

- (1)介護保険の基準サービス(契約書第4条参照)
- ① 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 法令の変更により介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担限度額を変更します。
- ③ 介護保険負担限度額(特定入所者介護サービス費)について 低所得の方は所得に応じて自己負担の上限が設けられ、これを超える利用者負担はあり ません。負担限度額を超える部分については、特定入所者介護サービス費として軽減措置

を受けることができます。事業所を利用する方は各利用者の住所地に申請し、認定された 所得段階に応じた料金をお支払いいただきます。

利用者の要介護度及び介護保険負担限度額認定証にてご確認下さい。

#### ●自己負担の上限額(日額)令和6年8月改定

	対 象 者	食費	居住費		
段階	双 家 自	及貝	個室	多床室	
第1段階	<ul><li>生活保護の受給者の方等</li><li>老年福祉年金受給者の方</li></ul>	300円	380円	〇円	
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入の合計が80 万円以下の方等	600円	480円	430円	
第3段階 ①	・世帯全員が住民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入の合計が80 万円越120万円以下の方	1,000円	880円	430円	
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入の合計が 120万円超の方	1,300円	880円	430円	
第4段階	・課税世帯のため、介護保険負担限度額認定が承認されません	1,480円	1,231 円	915円	

## (2)介護保険の加算サービス(契約書第4条参照)

①【送迎加算】 自己負担額 184円/片道 お住まいと当事業所間の送迎費として算定します。

#### ②【サービス提供体制強化加算】 自己負担額

「Ⅰ」 22円/日 「Ⅱ」 18円/日 「Ⅲ」 6円/日

「I」 = 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の事業所 又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の事業所

「Ⅱ」 =介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の事業所

「Ⅲ」 =介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の事業 所、又は介護職員、看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75% 以上の事業所、又は介護職員・看護職員・機能訓練指導員・生活相談員の総 数のうち、勤続年数7年以上の占める割合が30%以上の事業所

※この加算は、職員の配置状況等の実績にて「I」、「II」、「II」、いずれかを算定します。

#### ③【緊急短期入所受入加算】 自己負担額 90円/日

当該指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行っ

た場合は、当該指定入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日)を限度として、1日につき90単位を所定の単位数に加算します。

## ④【若年性認知症認知症利用者受入加算】自己負担額 120円/日

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症入所者(初老期における認知症によって要介護者となった利用者をいう。)に対して指定短期入所生活を行った場合には、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき 120単位を所定単位数に加算します。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

## ⑤【在宅中重度者受入加算】

指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理を行わせた場合は、1日につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

- イ 看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくは口を算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくは口を算定していない場合に限る。) 421 単位
- ハ 看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくは□及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくは□を いずれも算定している場合413単位
- 二 看護体制加算を算定していない場合

425 単位

## ⑥【介護職員等処遇改善加算】

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く職員にとってベースアップにつながるよう、令和6年6月1日より3つの算定要件を一本化し、加算率の引き上げを行い、14%に相当する単位数を算定します。

#### ご利用料金について

- \*上記のサービス利用料金や 9~10 頁の料金表は令和 6 年 8 月 1 日現在の料金であり、 介護保険制度の改定により負担額が変更になる場合があります。
- \*上記の加算等については、当事業所の職員の人員配置や有資格者数、研修の受講状況、 あるいは当事業所の体制、利用者の状況等により加算状況が変更になるものがありま す。変更の際には書面にてご報告させていただきますので、予めご了承下さい。
- \*現在利用中の方すべてに算定させていただいている基本的な加算を下線で記しました。
- \*①送迎加算、③緊急短期入所受入加算、④若年性認知症認知症利用者受入加算、⑤在宅中重度者受入加算等は、ご利用される方のみ算定させていただきます。

まごころ苑 ショートステイ サービス利用料金 (1 日あたり) 自己負担額 (R6.8.1~) 単位:円

要介護度	施設サ	トービス	加算	負担限度 額	居住費	食費	1 割負担 合計	2 割負担合計	3 割負担 合計
				第1段階	0	300	903		
				第2段階	430	600	1,633		
	多床室	603	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,033		
				第3段階②	430	1,300	2,333		
要介護度				第4段階	915	1,480	2,998	3,601	4,204
1				第1段階	380	300	1,283		
	<b>分</b>			第2段階	480	600	1,683		
	従来型 個室	603	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,483		
	心主			第3段階②	880	1,300	2,783		
				第4段階	1,231	1,480	3,314	3,917	4,520
				第1段階	0	300	972		
				第2段階	430	600	1,702		
	多床室	672	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,102		
				第3段階②	430	1,300	2,402		
要介護度				第4段階	915	1480	3,067	3,739	4,411
2				第1段階	380	300	1,352		
	ᄽᅲᅖ			第2段階	480	600	1,752		
	従来型	672	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,552		
	個室			第3段階②	880	1,300	2,852		
				第4段階	1,231	1,480	3,383	4,055	4,727
				第1段階	0	300	1,045		
				第2段階	430	600	1,775		
	多床室	745	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,175		
				第3段階②	430	1,300	2,475		
要介護度				第4段階	915	1480	3,140	3,885	4,630
3				第1段階	380	300	1,425		
	/ <del>/</del> + = = 1			第2段階	480	600	1,825		
	従来型	745	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,625		
	個室			第3段階②	880	1,300	2,925		
				第4段階	1,231	1,480	3,456	4,201	4,946
				第1段階	0	300	1,115		
				第2段階	430	600	1,845		
	多床室	815	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,245		
				第3段階②	430	1,300	2,545		
要介護度				第4段階	915	1480	3,210	4,025	4,840
4				第1段階	380	300	1,495		
	★ ★ #II			第2段階	480	600	1,895		
	従来型 個室	815	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,695		
	正			第3段階②	880	1,300	2,995		
				第4段階	1,231	1,480	3,526	4,341	5,156
				第1段階	0	300	1,184		
				第2段階	430	600	1,914		
	多床室	884	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,314		
				第3段階②	430	1,300	2,614		
要介護度				第4段階	915	1480	3,279	4,163	5,047
5				第1段階	380	300	1,564		
	公 女 HII			第2段階	480	600	1,964		
	従来型 個室	884	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,764		
	旧主			第3段階②	880	1,300	3,064		
				第4段階	1,231	1,480	3,595	4,479	5,363

<sup>※1.</sup>加算についてはご利用状況等によって異なるため、上記の料金には含まれておりません

## まごころ苑 ショートステイ <mark>継続して 31 日以上ご利用の場合</mark> サービス利用料金 (1 日あたり) 自己負担額 (R6.8.1~) 単位:円

要介護度	施設サ	ナービス	加算	負担限度 額	居住費	食費	1 割負担合計	2 割負担合計	3 割負担合計
				第1段階	0	300	873		
				第2段階	430	600	1,603		
	多床室	573	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,003		
				第3段階②	430	1,300	2,303		
要介護度				第4段階	915	1,480	2,968	3,541	4,114
1				第1段階	380	300	1,253		
	従来型			第2段階	480	600	1,653		
	個室	573	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,453		
	四土			第3段階②	880	1,300	2,753		
				第4段階	1,231	1,480	3,284	3,857	4,430
				第1段階	0	300	942		
				第2段階	430	600	1,672		
	多床室	642	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,072		
				第3段階②	430	1,300	2,372		
要介護度				第4段階	915	1480	3,037	3,679	4,321
2				第1段階	380	300	1,322		
	従来型			第2段階	480	600	1,722		
	個室	642	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,522		
	凹王			第3段階②	880	1,300	2,822		
				第4段階	1,231	1,480	3,353	3,995	4,637
				第1段階	0	300	1,015		
				第2段階	430	600	1,745		
	多床室	715	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,145		
				第3段階②	430	1,300	2,445		
要介護度				第4段階	915	1480	3,110	3,825	4,540
3	従来型 個室			第1段階	380	300	1,395		
				第2段階	480	600	1,795		
		715	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,595		
				第3段階②	880	1,300	2,895		
				第4段階	1,231	1,480	3,426	4,141	4,856
				第1段階	0	300	1,085		
				第2段階	430	600	1,815		
	多床室	785	<b>※</b> 1	第3段階①	430	1,000	2,215		
				第3段階②	430	1,300	2,515		
要介護度				第4段階	915	1480	3,180	3,965	4,750
4				第1段階	380	300	1,465		
	従来型			第2段階	480	600	1,865		
	個室	785	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,665		
				第3段階②	880	1,300	2,965		
				第4段階	1,231	1,480	3,496	4,281	5,066
				第1段階	0	300	1,154		
	A			第2段階	430	600	1,884		
	多床室	854	<u></u>	第3段階①	430	1,000	2,284		
# ^ <del>-**</del> -*				第3段階②	430	1,300	2,584	4.40-	
要介護度				第4段階	915	1480	3,249	4,103	4,957
5				第1段階	380	300	1,534		
	従来型	2=1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	第2段階	480	600	1,934		
	仮未空   個室	854	<b>※</b> 1	第3段階①	880	1,000	2,734		
				第3段階②	880	1,300	3,034		
				第4段階	1,231	1,480	3,565	4,419	5,273

<sup>※1.</sup>加算についてはご利用状況等によって異なるため、上記の料金には含まれておりません

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

法令の変更により介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## (3) 介護保険の基準外サービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ① 居住費(滞在費)※利用者負担段階により軽減措置があります。
- ② 食費 ※利用者負担段階により軽減措置があります。

料金 : 朝食 320円

昼食 640円(おやつ代の100円込み)

夕食 520円

③ 特別な食事 利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金 : 要した費用の実費

④ 複写物の交付 利用者及び身元引受人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用

理美容サービス

i 月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金:カット+顔そり 2,000円

カットのみ 1,700円

顔そり 1,000円

- ii 電気代 電化製品1点につき、22円/日
- ※テレビの貸出し 220円/日※テレビの貸出し台数には限りがありますので予めご了承ください。
- iv 個人で購入される嗜好品等
- v 公衆電話使用料
- \*おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
- \*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが あります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

#### (4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

- ① 利用に関しては居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーからの申し込みとなります。
- ② 利用予定期間の前に、利用者及び身元引受人等の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。こ

の場合には居宅介護事業所の担当ケアマネジャーに申し出てください。

③ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、 取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等 正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%
13/13 元日の前日のでに中の田の、のの グに郷日	(自己負担相当額)

- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により、利用者及び身元引受人等の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を居宅介護事業所の担当ケアマネジャーに提示し、居宅介護事業所の担当ケアマネジャーと利用者及び身元引受人等が協議します。
- ⑤ 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 7. 利用料金のお支払い方法について(契約書第8条参照)

前条(1)、(2)、(3)の料金・費用は、ご利用期間分の合計金額を1ヶ月ごとに計算し、 ご請求しますので、下記(ア、イ)のいずれかの方法でお支払い下さい。

#### ア. 口座振替

全ての金融機関で口座振替が可能です。

桑名三重信用金庫及び第三銀行は、毎月15日に口座から引き落としを、 それ以外の金融機関は、20日に引き落としをさせていただきます。

イ. 下記指定口座への振り込み

桑名三重信用金庫 松阪営業部 普通預金 1181595 毎月15日までにお振込みください。

#### 8. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、 契約期間満了の2日前までに利用者及び身元引受人から契約終了の申し入れがない場合には、 契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。 (契約書第 18条参照)

- ① 利用者が死亡された場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合又は破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者及び身元引受人から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)

⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

#### (1) 利用者及び身元引受人からの解約・契約解除の申し出(契約書第20条参照)

契約の有効期間であっても、利用者及び身元引受人から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前(※最大7日)までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある 場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者及び身元引受人が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、 故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者及び身元引受人による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3)契約の終了に伴う援助(契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

#### 9. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口 (担当者) 中西 真衣 〔職名〕介護支援専門員

山田 雄紀 〔職名〕生活相談員

松田 文子 〔職名〕生活相談員

〇苦情解決責任者(担当者) 松田 文子 〔職名〕施設長

○受付時間 毎週月曜日~金曜日 8:30~17:30 また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

#### (2) 行政機関その他苦情受付期間

松阪市役所	所在地	松阪市殿町 1340 番地 1
松阪市健康福祉部	電話番号	0598(53) 4190
介護保険課	受付時間	月~金 8:30~17:15
三重県国民健康保険団体連合会	所在地	津市桜橋2丁目96
一	電話番号	059-222-4165
	受付時間	月~金 9:00~17:00
	所在地	津市桜橋2丁目131
三重県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号	059-224-8111
	受付時間	月~金 8:30~17:00

※利用者の保険者が松阪市以外の場合、三重県の市町村別の相談・苦情窓口一覧が最終頁にありますのでご参照ください。

## (3) 苦情の処理について

苦情は受付日より一週間を目途に申出人に経過を報告します。 苦情の内容により苦情処理委員会を開催し、協議し解決をはかります。

#### 10. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、身元引受人、居宅介護事業者、利用者がお住まいの市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。
- (1)事故が発生した場合の対応、次号に既定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
  - 3 また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、 速やかに損害賠償いたします(当事業所は保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります)。

#### 11. 緊急時における対応について

短期入所生活介護サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、事業者は速やかに医師或いは協力医院に連絡し、適切な処置を講じます。

#### 12. 身体的拘束に関する事項(契約書第24条参照)

事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、当該利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観

察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護 職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

#### 13. 虐待防止に関する事項(契約書第25条)

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置 を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知 徹底を図るものとします。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該施設従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

#### 14. 損害賠償について(契約書第15条、第16条、第17条参照)

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 15. 衛生管理について

事業者は利用者の使用する食器その他の設備叉は飲用に供する水について、定期的な消毒 を施す等、常に衛生的な管理に努め、叉は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び 医療用器具の管理を適正に行います。

事業者は、感染症などに関する知識の習得に努め、指定短期入所生活介護事業所において 感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、当該施設において感染又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- (1)事業者は施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができる)を概ね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (2)施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3)施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を定期的に実施します。
- (4)前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が 疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

## 16. 非常時災害対策について

短期入所生活介護サービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の 避難等適切な措置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び 協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮を執ります。また非常災害に 備え、定期的に避難訓練を行います。

#### 17. 業務継続計画の策定について

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

#### 18. 守秘義務と個人情報の利用について (契約書第12条、第13条参照)

- (1) 事業者及び従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者及び 身元引受人等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (2) 事業者は知り得た利用者及び身元引受人等の個人情報を、以下の利用目的に限って利用できるものとします。
- ① ショートステイ利用の手続き
- ② 介護保険請求の手続き
- ③ 医療機関への情報提供(受診が必要なとき)
- ④ 介護保険事業所への情報提供
- ⑤ 短期入所生活介護計画の作成、サービス担当者会議
- ⑥ 損害保険への情報提供(必要時)
- ⑦ 介護サービス提供の基礎資料
- ⑧ 施設での掲示物への利用(施設発行の新聞、レクリエーションの写真掲示等)

#### 19. 反社会的勢力の排除について(契約書第29条)

(1)事業者及び利用者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 特殊知能暴力集団
- ⑦ その他前各号に準ずるもの
- (2)事業者及び利用者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、自らの役員(代表者又は実質的に経営を支配する者)が前項各号にて規定する反社会的勢力に該当しないことを表明しこれを保証します。
- (3)事業者及び利用者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、本条第1項各 号に規定する反社会的勢力を利用しないことを表明しこれを保証します。
- (4) 事業者及び利用者、身元引受人、連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の、 いずれの行為も行わないことを表明しこれを保証します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害 する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (5)事業者及び利用者、身元引受人もしくは連帯保証人は、相手方が本条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、事業者及び入所者、身元引受人もしくは連帯保証人間で締結した全ての契約(本契約の締結以前及び以後に成立した契約を含む)の全部又は一部を解除することができます。
- (6) 前項により事業者又は利用者、身元引受人もしくは連帯保証人に損害が生じた場合は、 相手方が賠償するものとします。

#### 20. 福祉サービス第三者評価実施状況

平成30年4月より、重要事項説明書には提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載することとなっております。介護事業所はサービス提供の開始に当たり、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があると言われており、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえ、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしていることを説明する必要がありますが、当施設は過去に第三者評価を受けたことはありません。

#### 21. 重要事項説明書付属文書

#### (1) 契約締結からサービス提供までの流れ

- ① 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)
  - i 当事業所の生活相談員又は、介護支援専門員に短期入所生活介護計画の原案作成や そのために必要な調査等の業務を担当させます。
  - ii その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、利用者及び身元引受人に対して 説明し、同意を得たうえで決定します。
  - iii 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは利用者及び身元引受人の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、利用者及び身元引受人と協議して、短期入所生活介護計画を変更します
  - Ⅳ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、利用者及び身元引受人等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
- ② 利用に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。
  - 要介護認定を受けている場合
    - i 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
    - ii 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)
    - 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
    - Ⅳ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
    - V 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。
  - 二 要介護認定を受けていない場合、認定結果が出た後、お支払いいただきます。
  - 三 要介護と認定された場合
    - i 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
    - ii 自立と認定された場合は契約を終了します。
    - 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。(要介護相当額の料金となります。)
  - 四 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
  - 五 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

- (2) サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条、第13条参照) 当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
  - 一 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
  - 二 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
  - 三 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者及び身元引受人の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。

また、事業所が必要と判断した場合は介護記録をもってサービス内容の説明をします。

- 四 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- 五 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な 処置を講じます。
- 六 事業者は利用者及び身元引受人等の個人情報を的確な治療、適切な支援、入所・退所 の手続き等より良いサービスへの利用を目的とし、それ以外には利用しません。
- 七 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及び身元引受人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。 (守秘義務) 但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者及び身元引受人との契約の終了に伴う援助を行う際に、あらかじめ文書にて利用者及び身元引受人の同意を得ます。
- 八 事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保 険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者 を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ず るものとします。
- 九 事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

#### (3) サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

ー サービスの中止・変更

体調不良の場合はご自宅で休養をお取りください。

サービス利用中止の場合は前日又は当日、午前8時30分までにご連絡ください。 また、以下の場合には、利用者または身元引受人又は家族に連絡の上、サービスを 中止又は変更するか、受診についてご相談させていただく場合があります。

- i 利用者及び同居される家族が感染症(感染性胃腸炎、コロナウイルス感染症、インフルエンザウイルス等)を発症した場合には、症状が治まり医師の許可が出るまでは利用を中止させていただく場合があります。
- ii 体調が悪く、サービスを継続することが困難な時。
- iii 天候不順(降雪・台風等)または災害等によりサービスの実施、継続が困難な時。
- 二 緊急連絡先の変更があった場合は適宜ご連絡ください。
- 三 面会時間は8時30分から17時30分ですが、感染状況により変更させていただきます。また、面会を制限し、または禁止させていただく場合があります。
- 四 差し入れのお菓子等を他の利用者に配ること、また利用者が自己管理できず摂取し健康を損なうこと等を予防するため、差し入れはできるだけ少量とし、事業所で管理をさせていただくことを基本とします。利用者に直接お渡しいただく場合でも職員にご連絡下さい。

また、窒息の原因となりやすい餅類等はお断りさせていただく場合があります。

- 五 ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。 多量のお菓子、お酒、その他、当事業所が不要と認めたもの。(職員にご相談下さい。)
- 六 午後からの入所の場合、当日のおやつ(1食100円)は原則提供しておりませんが、 ご希望によりご用意させていただきますのでお申し出下さい。

## (4)施設・設備の使用上の注意(契約書第14条参照)

- ー 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 二 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者及び身元引受人に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 三 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 四 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 五 当事業所は、禁煙となっておりますので予めご了承ください。

# 指定短期入所生活介護サービス重要事項説明同意書

指定短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和	年	月	В			
指定老	人短期。	入所生活	舌介護施設	まごこ	ろ苑	
			説明者	職名	生活相談員・介護支援専門員	
					<u>氏名</u>	<u>ED</u>
			づいて事業 <sup>を</sup> 治に同意しま		重要事項の説明を受け、指定短期。	]入所生活介護
			契約		<u>氏名</u>	ЕД
			<ul><li>(利 用</li><li>代 筆</li></ul>	者) 者	<u>氏名</u>	ED
			連帯保護	証人	住所	
			(兼身元引	受人)	氏名	ЕД
					続柄	
					電話番号	
			連帯保護	証人	氏名	ЕР
					住所	
					続柄	
					電話番号	